

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立向山庭園）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立向山庭園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

アゴラ造園株式会社

(2) 所在地

東京都練馬区高松六丁目 2 番 1 8 号

(3) 代表者

代表取締役 高 橋 一 輔

3 指定の期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで（1 年間）

4 選定の経過

平成 2 0 年 5 月 2 3 日 第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、応募資格、指定期間、評価基準・評価項目の検討）

6 月 1 8 日 第 2 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、評価基準・評価項目、募集要項の検討）

9 月 1 6 日 第 3 回指定管理者選定委員会

（経過説明、指定期間、指定管理者候補の特定、評価項目・評価基準、企画・提案書作成要項の検討）

9 月 2 6 日 企画・提案書作成要項の配布、説明会の開催（参加団体数 1）

1 0 月 1 7 日～2 3 日 応募書類受付（応募団体数 1）

1 0 月 2 1 日 経営診断委託

11月10日 第4回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、評価・採点、  
審査、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立向山庭園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第4回に有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護や情報公開に関する法令および練馬区の条例に準拠した個人情報保護規程および情報公開規程を整備し、適切に運用していること。

(2) 団体運営における法令等の遵守状況

関係法令・条例等の職員研修を行っており、区の代行者としてその重要性について職員に周知徹底を図っており、法令等を遵守する姿勢がみられること。

(3) 運営実績

現指定管理者であり、同施設の管理運営に関して良好な実績を上げていること。

また、和風庭園という施設の特性から、造園会社としての実績が豊富であること。

(4) 効率的運営・効率化への取り組み

様々な業務に対応できる職員を配置することや業務によりアルバイトや社員の配置を工夫するなどにより、人件費が低く抑えられていること。

また、専門的分野や得意とする部分に自らのノウハウを集中的に投じることにより、より良い運営と利用率の向上を図ろうとしていること。

(5) 受託への熱意・意欲

造園会社としての技術を駆使し、庭園の魅力を引き出し、人を呼ぶことができる庭園へと改善することに努めていること。利用者自らが運営に深く関わっていくことを目標にし、利用者間の交流を深め、目標の達成に努めていること。

(6) 施設管理の安全性への配慮

日々の業務で気づきにくい項目、特別に時間を設けて行う清掃については、点検結果および清掃結果を所定の用紙に記録し、保管していること。

また、ハザードマップにより危険箇所を職員に周知し、施設の安全状態について確

認していること。

(7) 施設管理運営体制

利用者の声に耳を傾け、継続的なサービス向上を図るとともに、利用者ニーズに対応するため、内容に関わらず意見を一旦受け止め、すぐに対応可能なものと困難であるものを判断した上で、利用者とのコミュニケーションをとりながら着実に対応しようとしていること。

(8) 利用者への対応（接遇を含む。）

アンケート調査結果によると、現行の運営について、79%の利用者が満足していること。

また、気軽に立ち寄ることの出来る雰囲気づくりや幅広い利用者が利用できるようバリアフリー化への工夫を図るなど、利用しやすい施設運営に努めていること。苦情解決体制については、苦情処理のマニュアルを作成しており、苦情に対し、事態の解消を確実にするための対応手順が明確になっていること。

(9) 職員の育成

AEDの導入に伴い、職員全員が普通救命講習を受講しており、今後も積極的に受講を予定していること。その他継続的な教育を行っていく方針であること。

(10) 団体の理念・姿勢

団体の理念については、職員に対して社内掲示、全体会議における確認により周知されており、社会に対しても社会公約としてホームページに掲載していること。

(11) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

今後も引き続き区民の雇用を優先的に行い、物品の調達についても区内事業者を積極的に活用する方針であること。

(12) 施設の特性に応じた事業の提案

若者を対象にした事業や年間を通して切れ目なく植栽の見ごろを演出するなど、過去の実績に基づき利用の傾向をつかみ、的確な事業を展開しようとしていること。

**【問い合わせ先】**

練馬区区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課管理係

電話 03 (5984) 1523 F A X 03 (3557) 1351

指定管理者（アゴラ造園株式会社）の審査結果

（練馬区立向山庭園）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	20点	16点
13 施設の特성에応じた事業の提案 (1) 和風庭園と調和のとれた事業の提案 (2) 庭園を区民に対して広くPRする事業の提案 (3) 庭園の利用者および見学者を増加させる事業の提案	5点	4点
合計	100点	79点

※現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関する利用者等の評価結果を含めて評価する。